

# 太平川河川改修事業説明会

## 次 第

- 1 あいさつ
- 2 出席者紹介
- 3 太平川 河川激甚災害対策特別緊急事業について
- 4 秋田市からのお知らせ
- 5 質疑応答

メモ

---

---

---

---

---

# 整備方針（河川激甚災害対策特別緊急事業）

## 河川激甚災害対策特別緊急事業

事業期間 令和5年度～令和10年度（6カ年）

整備延長 L=4.6 km

## 河川激甚災害対策特別緊急事業

L=4.6 km

L=2.8 km  
令和14年度まで



# 事業スケジュール



		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
調査・設計							
護岸設計 地質調査 地形測量 工損事前調査 用地測量	護岸設計		■				
	地質調査		■				
	地形測量		■				
	工損事前調査		■				
	用地測量		■				
工事							
下流 上流	下流		■				
	上流			■			

## 建物等の事前調査についてのお願い

太平川の改修工事におきましては、周辺の方々に御迷惑をかけないように細心の注意を払いながら工事を行いますが、工事の振動等によって建物等に損傷が発生した場合に迅速に対応できるよう、万一に備えて、工事に先だって周辺の建物の現況を確認する事前調査を実施させていただきたいと思っております。

### 【事前調査の目的】

工事の影響により、建物等に損傷が発生した場合は、県が補修費用を補償することになります。しかし、工事開始以前からの損傷部などは、工事が原因ではないため補償を行うことはできません。このため、工事中に建物に損傷が発生した場合、損傷の原因が特定されなければ補償することが出来ず、この原因特定にはかなりの時間を要します。

そこで、万一損傷等が発生した場合に原因特定を短時間で行い、早急に補修費用の補償を行えるよう、工事着手前に建物内外の状態を調査させていただくのが事前調査です。事前調査では、建物の壁面や天井等のひび割れ、床や柱の傾き、その他の損傷等の有無を調査します。

## 【調査・補償の流れ】



## 【事前調査時のお願い】

県が委託した調査会社の調査員が対象となる建物を訪問し、建物の内外に立ち入って建物の状況全般を調査させていただきます。

そのため、保安上の観点から、建物の所有者または管理者の方に立ち会っていただく必要がありますので、御理解と御協力をお願い致します。

※調査は下流側から行っていく予定です。

調査の対象となる皆様には、調査の時期等が決まりしだい御連絡致します。